

4. 台風等による特別警報・暴風警報等発表時に伴う臨時措置について

令和7年度版

1. 枚方市において特別警報が発表された場合

- ◎午前7時の時点で「特別警報」が発表されている場合は臨時休校とします。
- ◎児童が登校後に「特別警報」が発表された場合は、原則として学校待機とし、保護者引き渡しを実施します（状況に応じて、教育委員会と連携して対応します）。なお、引き渡し開始時刻等は、ミルメール等でお知らせします。

2. 枚方市において「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」「大雨警報」「土砂災害警戒情報」
又は「校区内に避難指示」が発表・発令されている場合

午前7時現在	発表中	◇自宅待機	
午前9時現在	発表中	◇自宅待機	
	解除	◇第2校時（9時35分）より授業実施。 それまでに集団登校させてください。 （解除されたが、校区内に避難指示が発令されている場合のみ、自宅待機）	給食あり。 下校は平常通り。
午前10時現在	発表中	◇臨時休校	
	解除	◇第3校時（10時45分）より授業実施。 それまでに集団登校させてください。 （解除されたが、校区内に避難指示が発令されている場合のみ、臨時休校）	給食なし。午前中授業。 12時20分に下校。

- (1) 登校後に「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」または「大雨警報」が発表された場合は、原則として学校待機とし、保護者引き渡しを実施します（状況に応じて教育委員会と連携します）。なお、引き渡し開始時刻等は、まなびポケット等でお知らせします。
- (2) 留守家庭児童会・オープンスクエアに登室児童の保護者の方は、留守家庭児童会・オープンスクエアの職員と連絡を密にしてください。
- (3) 教育委員会、諸機関との緊急連絡ができなくなりますので、電話での問い合わせはご遠慮願います。

3. 地震発生時における措置について

- ◎枚方市に震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業の措置をとります。
- (1) 前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とします。
- (2) 土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とします。

